令和７年度
中津川市ゼロカーボンシティ推進補助金
–手続きガイド–

受付期間：令和７年４月１日～令和８年３月２０日
※予算内での先着順となります。
受付場所：環境課窓口（中津川市役所水道分室内）

※事業着手前に申請が必要です。

中津川市では、「豊かな自然エネルギーを活かしたゼロカーボンシティ（脱炭素社会）の実現」を目指し、以下の地球温暖化対策設備等を導入する方に対し、費用の一部を補助します。

■補助対象設備等■

①太陽光発電システム　　1 kW 当たり 1 万円（上限４ｋW）。家庭用のみ。
②蓄電システム（蓄電池）　　1 kWh 当たり 1 万円（上限 10kWh）。家庭用のみ。
※新設もしくは既設の太陽光発電システム又は燃料電池システムと連系していること
③燃料電池システム（通称：エネファーム）　1 基につき 10 万円。家庭用のみ。
④V2H 充放電設備　　1 基につき 10 万円。家庭用のみ。
※太陽光発電システム及び次世代自動車を保有している場合(同一年度導入も可)に限る。
⑤次世代自動車（EV・PHV・FCV）　1 台につき 10 万円。個人用のみ。
※EV・PHV の場合は、太陽光発電システム及び V2H 充放電設備を既に導入している場合（同一年度導入も可）に限る。
⑥小水力発電システム　　設置費用(税抜)の 1/3 以内の額(上限 15 万円)。個人、法人等。
⑦木質バイオマスストーブ　設置費用(税抜)の 1/3 以内の額(上限 5 万円)。家庭用のみ。
※自己購入、設置は補助対象外（施工業者による設置のみ補助対象となります）

■補助対象者■

・中津川市税等の滞納のない者
・実績報告時に中津川市内に住所を有している者
・過去に同一設備への補助金の交付を受けていない者
・令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 20 日までの間に補助対象設備に係る工事着手から設置工事等を完了する者

※本ガイドは、⑥小水力発電システム以外に関する補助金の手続きガイドです。

【担当】
中津川市役所　環境水道部　環境課
電話　0573-66-1111（内線 542、543）

■補助要件■

補助対象設備	主な補助要件
①太陽光発電システム （家庭用）	・発電出力が 10kW 未満であること（太陽電池モジュールの合計出力とパワーコンディショナの出力のいずれか小さい方）。 ・自らが所有、居住する市内の個人住宅（別荘を除く。）に設置する者。 ・発電した電気が申請者本人の居住する住居の配電系統に接続され、宅内での消費がされること。
②蓄電システム （家庭用）	・一般社団法人環境共創イニシアチブに登録された定置用の蓄電システムであること。 ・同一年度の新設若しくは既設の太陽光発電システム又は燃料電池システムと連系していること。 ・自らが所有、居住する市内の住宅（別荘を除く。）に設置する者。
③燃料電池システム （通称:エネファーム） （家庭用）	・一般社団法人燃料電池普及促進協会に登録リストに登録されたシステムであること。 ・寒冷地仕様であること。 ・自らが所有、居住する市内の住宅（別荘を除く。）に設置する者。
④Ｖ２Ｈ充放電設備 （家庭用）	・一般社団法人次世代自動車振興センターの補助対象 Ｖ２Ｈ 充放電設備として登録された設備であること。 ・太陽光発電システム及び次世代自動車を同一年度に導入するか既に導入している場合に限る。 ・自らが所有、居住する市内の住宅（別荘を除く。）に設置する者。
⑤次世代自動車 （EV・PHV・FCV） （個人用）	・電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車のうち一般社団法人次世代自動車振興センターの補助対象車両に登録された車両であること。 ・各年度の４月１日以降に当該次世代自動車を新車登録し、自動車検査証の使用の本拠の位置が「中津川市」であり、かつ、当該自動車の自動車検査証に使用者及び所有者として記載された個人。 ・EV、PHV については、太陽光発電システム及び V2H 充放電設備を同一年度内に導入するか既に導入している場合に限る。
⑦木質バイオマスストーブ （家庭用）	・薪または木質ペレットを燃料とする暖房機であること。 ・消防法や建築基準法等の関連法規に従った施工により設置されていること。 ・自らが所有、居住する市内の住宅（別荘を除く。）に設置する者。 ・施工業者により設置されていること（自己購入・設置は補助対象外）。

※リース品・使用済み品は補助対象外です。

■手続きの流れ■

事業の着工（着手）前に申請が必要です。市から交付決定通知書を受け取ったのちに、工事（購入）が可能です。

予算枠に達した時点で、補助制度受付終了となります。

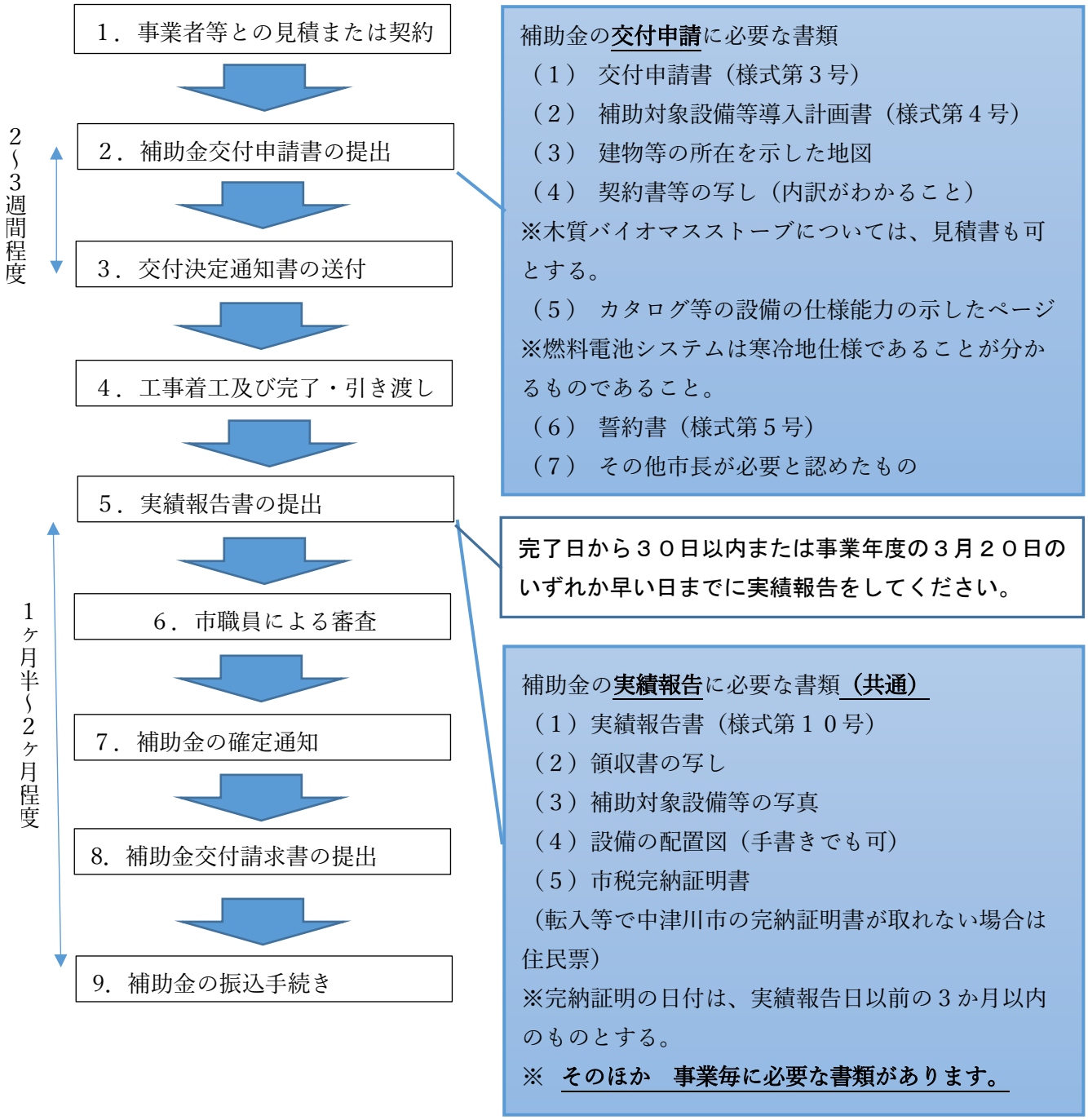

※補助金の交付決定通知後に、事業内容を変更又は中止するときは、変更・中止申請書を提出し、承認を受ける必要があります。変更内容が補助要件に該当しない場合は、交付決定が取消しとなる場合があります。

■実績報告に必要な個別資料■

実績報告に必要な書類（共通）とともに、次の個別資料を揃えて提出すること。

補助対象設備	提出書類
①太陽光発電システム	ア）太陽電池モジュールの製造番号及び出力特性を示したもの イ）太陽電池モジュールの合計出力が 10ｋＷ以上の場合は、パワーコンディショナの出力を示す書類 ウ）写真（①モジュール、②電力メーター、③パワーコンディショナ、④モニターシステム及び⑤家の全景） ※③については、型式及び製造番号銘板の写真も付けること
②蓄電システム	ア）充放電の稼働状況を表示しているモニター等の画面（アプリの画面も可）の写真等（モニター等が無い場合は、充放電の稼働状況が確認できる配電図等の書類） イ）写真（①蓄電池本体、②型式及び製造番号が確認できる銘板、③太陽光パネル又は燃料電池の写真及び④家の全景） ※蓄電池本体の写真は接地面及び壁面への固定が確認できること
③燃料電池システム	ア）写真（①燃料電池ユニット及び貯湯ユニット、②型式及び製造番号が確認できる銘板等）
④　Ｖ２Ｈ充放電設備	ア）所有する電気自動車等に積載された蓄電池等の容量が確認できる書類 イ）配線ルート図（太陽光発電システムとの配線が確認できる書類） ウ）写真（①型式及び製造番号が確認できる銘板、②本体と次世代自動車とが接続されている写真、③所有する太陽光の写真）
⑤　次世代自動車	ア）導入車両の自動車検査証・自動車検査証記録事項の写し イ）自動車保管場所証明書の写し（軽自動車においては、保管場所の位置を示す地図等） ウ）導入車両の写真（①車体本体、②ナンバープレート、③検査標章・車検ステッカー、④所有する太陽光及びＶ２Ｈの写真）
⑥　木質バイオマスストーブ	ア）写真（①本体、②煙突又は排気口の写真、③家の全景） ※耐火施工の状況が分かる写真であること

※その他詳しくは、「中津川市ゼロカーボンシティ推進事業補助金交付要綱」あるいは「中津川市公式ホームページ」にて確認してください。

中津川市　環境課　0573-66-1111（内線 542、543）
中津川市公式ホームページ　http://www.city.nakatsugawa.gifu.jp/
トップページから検索「ゼロカーボンシティ推進補助制度」
または、「くらし・手続き」⇒「環境・衛生」⇒「エネルギー」
⇒「自然エネルギー」⇒「中津川市ゼロカーボンシティ推進補助制度」

HP　QR コード